



2023年12月2日に開催したセミナーにおいて、“名義預金”“名義保険”というキーワードに敏感に反応された参加者の方が多かったように感じます。税務調査、、、できれば避けたいですね。

今回は相続税の税務調査の実情と、名義預金・名義保険とみなされないために気をつけるポイントをお伝えします。



## 相続税の税務調査の実情

税務署は、相続人が相続税の申告を正しく行ったかどうかのチェック＝税務調査をしています。

実地調査・・・資料情報等から申告額が過小であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告である事案等に対して行われる簡易な接触・・・文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触が行われる

種別・事務年度 項目		実地調査		簡易な接触	
		令和2事務年度	令和3事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度
① 件数		5,106件	6,317件	13,634件	14,730件
② 申告漏れ等の非違件数		87% 4,476件	87% 5,532件	3,133件	3,638件
③ 申告漏れ課税価格		1,785億円	2,230億円	560億円	630億円
④ 重加算税賦課対象		319億円	340億円	—	—
調査・接触1件あたり	申告漏れ課税価格	3,496万円	3,530万円	410万円	428万円
	追徴税額	943万円	886万円	47万円	47万円

実地調査が行われた件数のうち87%が申告漏れとして課税されています。課税できるという確信をもって実地調査が行われていることがうかがえます。

引き続き裏面をご覧ください⇒



## 名義預金・名義保険とは？

### 名義預金

被相続人が配偶者や子供、孫など家族の名義で開設した口座への預金をさします。子どもや孫名義であっても、通帳や印鑑を被相続人が管理していたり、名義人が自由にお金を出し入れできなかつたりすれば、実質的には被相続人の財産とみなされます。税務署は銀行に照会をかけ、口座開設時の届け出印鑑や書類の筆跡などをチェックすることもあります。心理学を学んでいる調査官もいるので、追求をうけて隠しきることは至難の業です。

### 名義保険

「契約者」と「保険料負担者」が異なる保険契約のことをいいます。子ども名義の生命保険を親が払っているという場合などです。保険の契約上は、子ども名義の生命保険は子ども自身に保険料支払い義務が生じます。しかし、現実的には親が保険料を負担しているという場合は「名義保険」になります。

契約形態	課税関係	相続税評価	遺産分割
契約者：相続人 保険料負担者：被相続人 被保険者：被相続人	相続税 死亡保険金	死亡保険金 ※500万円×法定想像人の数の 非課税枠あり	遺産分割対象外 受取人固有財産
契約者：相続人 保険料負担者：被相続人 被保険者：相続人	相続税 生命保険契約 に関する権利	相続開始時点の 解約返戻金相 当額	遺産分割対象外 契約者固有財産

## 押さえておくべきポイント

### 預金

- 名義人が口座内のお金を自由に使えるようにする
- 贈与契約書を作成する
- 銀行振込をして記録を残す
- 必要に応じて贈与税を申告する

### 保険

- 契約済み・支払い済みの名義保険解消はできない。ただし、契約期間途中で保険料負担者を変更した場合は、負担した保険料の割合に応じて課税される
- 保険料を贈与する（ポイントは左と同じ）

贈与は暦年課税がいいのか相続時精算課税を利用したほうがいいのか、相続税を圧縮するために何ができるのか、というご相談をよくいただきます。ご家族構成、相続対策にかけられる年数、財産の額や種類などにより、お一人お一人アドバイスは異なります。みなさんに共通してお伝えすることは、「まず資産の把握をして、相続税がどれくらいかかるか現在地を知ることからはじめましょう！」ということです。提携している税理士事務所が作成する具体的な相続税シミュレーションは費用がかかりますが、財産ドックによる相続税概算や相談は無料ですので、個別相談をぜひご活用ください。